

	第3回経営部会での発言(議事録より抜粋)	事務局からの当日の回答	今回の対応
1	資料3の投資・財政計画(収支計画)について、資料2のひな形では以降10年間の予測値を記入するようになってきているが、暫定値について平成31年度までのデータとなっている。持続性という観点では5年なり、10年なりの予測を示す必要があるが、最終的には10年間分の予測が記入されたものが提出されるとの理解でよいか？ 〈部会長〉	今回の経営戦略は2018年から2028年までの10年間の計画であるため、次回の審議の際には10年分の予測値が入力されたものを提出する。 〈事務局〉	処理区毎の10年間の収支計画を提示する。
2-1	骨子のほうでは数値の根拠について抽象的な記載がされている。暫定値とこのことなのでその正確性を検証する段階ではないのだと思うが、次回はそのデータでもって持続可能かどうか検証することになると思うので、資産の集計や補助金の集計といった重要な数値についてはその根拠を示すようにしてほしい。 〈委員〉	現在、資産調査を進めているのでその結果を反映し、次回には減価償却費と戻入額について詳細な説明ができるよう準備する。 〈事務局〉	減価償却費と長期前受金戻入額について、説明する。
2-2	資産評価について、評価の見積りが甘いと価値の無い資産を抱えてしまうことになるので十分精査した集計とする必要がある。特に法適化後2年目以降の長期前受金戻入額が重要であると感じている。この金額に過年度分がどれくらい含まれているのか、現年分だけであればいくらかいなのかをはっきりさせないといけないので長期前受金戻入額をどのように計算したのかを次回は詳細に説明をした方が良く考える。 〈委員〉		
3	確かに骨子部分は抽象的な記述で最後の投資・財政計画(収支計画)で具体的な数値が出てくるため、その中間の説明が無いと感じた。その部分の補完を心がけて欲しい。 〈部会長〉	(意見のため回答無し)	各種数値の算定方法について、説明する。
4	資料1(前回意見への対応)の⑦番について、対応として「環境保全についても考慮します」との記載があるが、骨子の中に環境保全に対する配慮に関する表現がされていなかったように思われる。経営戦略のどこかに盛り込んだ方が良く思われる。 〈委員〉	下水道事業自体が公共用水域の水質保全を目的として行っている事業であり、その下水道事業を持続していくための経営戦略であると考えている。今回は骨子であるため、下水道の本来の目的をしっかりと記載するようにしたい。 〈事務局〉	経営戦略の位置づけや経営の基本方針のなかに盛り込む。
5	環境審議会委員を兼務している者として、下水道にはそぐわないかもしれないが、「生態系保全」の文言を入れて欲しい。今まではただ汚れているものを綺麗にしようという方向性であったが、生態系を基準に考えると、場所・季節によっては必ずしも高度処理でなくてもよいということがあるかもしれない。なので、生態系保全も念頭に置いた水質保全として考えて欲しい。 〈部会長〉	(意見のため回答無し)	生態系保全については下水道中期ビジョンの中で「水質管理手法や生態系の回復等に関する研究成果や提言を下水道の施策に反映していきます」との記載があり、下水道処理は提言が反映された水質基準を確保していく。
6	将来的に不均衡が解消されるというのであれば利用者が納得するであろうが、永続的に不均衡が生じるという状態、しかも2倍近い差がある状態で利用者が納得するとは思えないのでその理由について十分説明できるようにしておいたほうが良いと考える。 〈委員〉	供用開始の早い処理区は既に高い負担金を支払ってきたという過去があり、建設費用が償還された結果、現在の料金が安くなっているという面がある。また、委員のご指摘の通り公共サービスとして格差が大きすぎるとの面もある。処理区ごとの受益者負担の観点と公共サービスとしての格差の問題については議論を行なっているところであり、現在は一部県の負担により格差の軽減を行なっているものである。今後他府県等の状況を見ながら負担金のあり方について検討を続けていきたいと考えている。 〈事務局〉	受益者負担の原則のもと市町負担金を算定しているが、一方で、流域下水道だけでなく市町の公共下水道においても持続的な下水道サービスの提供が不可欠である。今回の経営戦略で市町負担金の見直しを試算しているが、法適化による経営内容の透明化や、数字に反映していないさらなる経営の合理化等を進め、市町負担の軽減に努めていく。